

くりやま地域応援電子マネー発行事業特定事業者募集要項

令和8年1月6日

エネルギー・食料品価額等の物価高騰の影響を受けている町民の日常生活を支援することを目的に発行する「くりやま地域応援電子マネー（以下「地域応援電子マネー」という。）」の取り扱いを行う特定事業者を次のとおり募集します。

事業概要

(1) 発行者及び発行予定数

- ☐ 発 行 者 栗山町
- ☐ 発行人数 10,600人
- ☐ 発行総額 106,000千円（10,000円×10,600人）

(2) 交付対象者及び交付方法等

- ☐ 対 象 者 本町の住民基本台帳に記録されている方（全町民）
※令和8年1月1日を基準日とします。
- ☐ 交 付 額 1人につき10,000円
- ☐ 交付方法 対象者による申請行為とし、特定事業者（本社若しくはグループ関連会社、加盟グループ等を含む）が発行する電子通貨を交付
※電子通貨は、公募に基づき登録されたものとし、対象者は登録された電子通貨を指定。
- ☐ 交付申請期限 令和8年4月30日（木）まで
※対象者への案内は、令和8年2月26日（木）を予定

1 取扱要件

(1) 対象とする電子通貨

対象者に付与する電子通貨は、電子データを用いた決済サービスで使用され、電子通貨1円若しくは1ポイントにつき、日本国の法定通貨1円として使用することができるものとする。

(2) 地域応援電子マネーの使用店舗

対象者が指定した特定事業者発行の電子通貨を取り扱う店舗・事業所とする。

(3) 地域応援電子マネーの使用範囲

特定事業者が取り扱う電子通貨利用規約に基づく商品の購入や飲食、その他サービスの利用とする。

(4) 地域応援電子マネーの使用期間

特定事業者の電子通貨を付与した日から令和8年12月31日（木）までとする。
ただし、使用期限が設定できない場合は、使用推奨期限に置き換えて運用する。

(5) 地域応援電子マネーの使用方法

特定事業者が取り扱う電子通貨として供用するものであり、平時の決済サービスと同様の使用方法とする。

2 特定事業者の登録資格

特定事業者の登録資格は、栗山町内で食料品の取り扱いを行っている小売店舗を有し、事業所独自（本社もしくはグループ関連会社、加盟グループ等を含む）の電子通貨サービスを提供している事業者とする。

ただし、本事業の実施にあたり、次の要件に対応できる事業者に限るものとする。

- ①本部システム等を経由して、電子通貨を対象者のカードに自動付与できること。
- ②指定する期間内において、対象者の電子通貨使用実績（使用金額、栗山町内・外の使用実績）を抽出できること。

3 特定事業者の責務等

特定事業者は、次に掲げる事項を順守してください。

- ①事業参加店舗であることが明確になるよう、栗山町が配布する販売ツールを町内営業店舗内の利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- ②交付した地域応援電子マネーの紛失及び盗難に対しては、栗山町はその責を負いません。

4 電子通貨の付与及び精算の方法

(1) 電子通貨の付与依頼

栗山町において、対象者のカード情報（氏名・カード番号等）を集約し、月2回、特定事業者に電子通貨の付与依頼（CSVデータ等の提供による依頼）を行います。

【付与依頼予定日】

回	データ集約	付与依頼日
1回目	～令和8年3月15日（日）	令和8年3月19日（木）
2回目	令和8年3月16日（月）～3月31日（火）	令和8年4月6日（月）
3回目	令和8年4月1日（水）～4月15日（水）	令和8年4月20日（月）
4回目	令和8年4月16日（木）～4月30日（木）	令和8年5月7日（木）

(2) 電子通貨の付与

栗山町からの依頼後、特定事業者において、対象者のカードへ電子通貨の自動付与を行うとともに、電子通貨付与後、栗山町にその旨を報告してください。

また、電子通貨の付与に際し、エラー等により付与されなかった場合においても、その旨を報告してください。

(3) 電子通貨の精算

電子通貨付与実績に基づく精算方式とし、電子通貨を付与した日から15日以内（1回目の付与は30日以内）に精算します。

【精算予定日】

回	付与依頼日	精算日
1回目	令和8年3月19日(木)	令和8年4月15日(水)
2回目	令和8年4月6日(月)	令和8年4月15日(水)
3回目	令和8年4月20日(月)	令和8年4月30日(木)
4回目	令和8年5月7日(木)	令和8年5月15日(金)

(4) 電子通貨の使用報告

地域応援電子マネー使用期間終了後、対象者ごとの電子通貨使用実績(使用金額、栗山町内・外の使用実績)を報告するものとする。

※データ集約にあたり、栗山町において対象者へデータ集約に伴う承諾と共有を得ることとします。

(5) 電子通貨付与等に伴う事務手数料

電子通貨の付与及び使用実績把握等に伴う事務手数料として、特定事業者ごとの電子通貨付与額に対し、1.0%を乗じた額を負担します。

5 特定事業者の登録

(1) 申込方法

特定事業者として登録を希望する者は「くりやま地域応援電子マネー発行事業特定事業者登録申請書(以下「登録申請書」という。)」に必要事項を記載し、提出してください。

(郵送、FAX、メール可)

※登録申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

【町ホームページ】

<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/soshiki/53/34509.html>

(2) 登録申請書の提出先

栗山町商工観光課 観光・賑わい推進グループ

住所:栗山町中央3丁目16番地(駅前事務所)

電話:0123-76-7787 FAX:0123-76-7782

メール:kankousuishin-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

受付:8:30~17:15(土・日・祝祭日を除く)

(3) 申込期間

令和8年1月20日(火)まで

(4) 申し込み後の審査・承認

登録申請書の記載内容及び事業実態等の審査を行い、特定事業者資格に該当する場合は「くりやま地域応援電子マネー発行事業特定事業者証明書」の交付により承認するとともに、店頭に掲示していただく販売ツール等を配布します。

なお、特定事業者資格に該当しないと判断した場合も、その旨を通知するものとしします。

(5) その他

特定事業者の登録に伴う負担金および保証金はありません。

6 特定事業者の取消等

この要項に違反する行為が認められた場合、特定事業者の承認を取り消す場合や返金を求める場合があります。また、違反行為による損害金が発生した場合は、その損害金を請求することがあります。

7 その他

募集要項に記載されていない事項及び不明な点は、下記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】

栗山町商工観光課 観光・賑わい推進グループ

住所:栗山町中央3丁目16番地 商工観光課駅前事務所

TEL:0123-76-7787 FAX:0123-76-7782